



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月22日（火） 第9911号

目次

ページ

告 示

- 自衛官の募集（危機管理課） 2
- 令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課） 3
- 令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同） 3
- 道路の供用開始（道路管理課） 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（同） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 4

公 告

- 道路位置の指定（建築課） 4

教育委員会規則

- 群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課） 6

■ 告 示

◎群馬県告示第194号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和4年採用の自衛官候補生及び自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 自衛官候補生（令和4年3・4月採用）

(1) 募集期間

年間を通じて実施

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
受付時に通知 令和4年3月高等学校卒業予定者 又は中等教育学校卒業予定者の採用試験は、令和3年9月16日（木）以降	相馬原試験場 新町試験場 のいずれか指定された試験場	北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地

2 一般曹候補生（令和4年3・4月採用）

(1) 募集期間

令和3年7月1日から同年9月6日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
令和3年9月17日（金） 令和3年9月18日（土） 令和3年9月19日（日） のいずれか指定された1日	太田試験場 前橋第1試験場 前橋第2試験場 相馬原試験場 新町試験場 のいずれか指定された試験場	太田市浜町66-49 太田市浜町勤労会館 前橋市南町4-30-3 勢多会館 前橋市南町3-62-1 前橋市民文化会館 北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地

3 航空学生（令和4年4月採用）

(1) 募集期間

令和3年7月1日から同年9月9日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置

令和3年9月20日（月）	前橋第1試験場	前橋市南町4-30-3 勢多会館
--------------	---------	---------------------

◎群馬県告示第195号

令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和元年群馬県告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

5(1)中「以降随時」を「から令和3年9月15日（水）までとする。」に改める。

◎群馬県告示第196号

令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和元年群馬県告示第177号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

5(1)中「以降随時」を「から令和3年9月15日（水）までとする。」に改める。

◎群馬県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下仁田小幡線	富岡市岡本1311番の2地先から同市同1312番の1地先まで	令和3年6月25日

◎群馬県告示第198号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	前橋西久保線	前橋市青柳町字大道竜529番の1地先から同市上細井町字宿1909番の1地先までの上下線

◎群馬県告示第199号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

はるな郷A地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	字	地番
1	高崎市	箕郷町	松之沢 遠十二	336番3
2	同	同	同	336番4
3	同	同	同	336番5
4	同	同	同	336番6
5	同	同	同	336番7
6	同	同	十二平	337番1
7	同	同	遠十二	335番1
8	同	同	同	同
9	同	同	同	同
10	同	同	同	333番1

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年6月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字下野田字宮下534-4	延長 54.70 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-3号 令和3年5月13日
2	同	北群馬郡吉岡町大字陣場53-4	延長 25.45 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-4号 令和3年5月17日

教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第二十二号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一前橋南高等学校の項中

二〇〇	二四〇				
		一二〇			
		男女			
		昼			

を

二〇〇	二四〇				
		六四〇			
		男女			
		昼			

に改め、同表前橋東高

等学校の項中

二〇〇	二四〇				
		四〇〇			
		男女			
		昼			

をに

改め、同表前橋西高等学校の項中「二六〇」を「二二〇」に、「四〇〇」を「三六〇」に改め、同表勢多農林高等学校の項中

四〇	四〇				
		八〇			
		男女			
		昼			

をに、

四〇					
		四〇			
		男女			
		昼			

を

四〇					
		八〇			
		男女			
		昼			

に改め、同表前橋工業高等学校の項中

四〇					
		八〇			
		男女			
		昼			

に改め、同表前

八〇					
		一六〇			
		男女			
		昼			

橋商業高等学校の項中

ビジネス

合科				二四〇			二四〇	男女	昼
システム情				四〇			四〇	男女	昼
商業科	二八〇	二八〇					五六〇	男女	昼

を

商業科	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇	男女	昼
-----	-----	-----	-----	-----	----	---

に改め、

同表高崎東高等学校の項中

一六〇	一六〇	二〇〇
-----	-----	-----

をに改め、

同表高崎工業高等学校の項中

八〇	一六〇	四〇	一二〇
----	-----	----	-----

をに改め、

同表高崎商業高等学校の項中

全日制									
流通ビジネ	流通ビジネ	情報ビジネ	情報ビジネ	国際ビジネ	国際ビジネ	流通ビジネ	流通ビジネ	国際ビジネ	国際ビジネ
	八〇	一二〇	八〇						
				四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇									
四〇	八〇	一二〇	八〇	八〇	八〇	一二〇	一二〇	八〇	八〇
男	男女	男女	男女	女	男	女	男	女	男
昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼

に改め、同表桐生高等学校の項中
 「二四〇」「三二〇」を「八〇〇」に改め、同表桐生清桜高等学校の項中
 「二四〇」「二八〇」を「七六〇」に改め、同表伊勢崎高等学校の項中
 「二四〇」「二四〇」「二八〇」を「二八〇」「二四〇」「二四〇」に改め、
 同表伊勢崎清明高等学校の項中
 「一〇〇」「一四〇」を「一四〇」「一〇〇」に改め、同表伊勢崎商業高等学校

全日制									
ス 科	情 報 ビ ジ ネ	ス 科	国 際 ビ ジ ネ	流 通 ビ ジ ネ	ス 科	情 報 ビ ジ ネ	ス 科	国 際 ビ ジ ネ	ス 科
四〇	六〇	六〇	四〇	八〇	一六〇	四〇	八〇	一六〇	一六〇
女	男	女	女	女	男女	男女	男女	男女	男女
昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼

の項中「二〇〇」を「二六〇」に、「五二〇」を「四八〇」に改め、同表太田女子高
 等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に、「七六〇」を「七二〇」に改め、同表太田
 工業高等学校の項中
 「四〇」「四〇」「八〇」を「四〇」「四〇」「八〇」に改め、同表沼田女子高等学校の項中
 「四〇」「一六〇」を「一二〇」「一六〇」に改め、同表利根実業高等学校の項中
 「四〇」「四〇」を「四〇」「四〇」に改め、同表渋川青翠^{すい}高等学校の項中「二
 〇〇」を「二六〇」に、「五二〇」を「四八〇」に改め、同表藤岡中央高等学校の項
 中「一六〇」「一六〇」を「一二〇」「一六〇」に改め、「四四〇」を「四〇〇」に
 改め、同表安中総合学園高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に、「六四〇」を
 「六〇〇」に改め、同表館林商工高等学校の項中
 「四〇」「八〇」を「二〇〇」を「一六〇」に改め、同表西邑楽高等学校の
 項中「一六〇」を「二二〇」に、「四四〇」を「三六〇」に改める。
 附則
 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
